

2016 March

3

No.793

Saga Social Insurance Association

社会保険さが

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

TEL : 0952-26-3171 FAX : 0952-26-3377

URL : <http://www.syahokyo-saga.or.jp/>



■神崎市 城原川

## 今月の記事

### ● 日本年金機構

- ・入社・退社される方が多い時期となりました ..... 2
- ・国民年金の加入もれはありませんか ..... 3

### ● 全国健康保険協会 佐賀支部

- ・健康保険料率が変わります ..... 4
- ・生活習慣病予防健診のご案内を送付します ..... 4
- ・特定健康診査について ..... 4
- ・平成28年4月より制度が変わります ..... 5
- ・被扶養者資格の再確認にご協力いただきありがとうございました ..... 5

### ● 佐賀県社会保険協会

- ・平成28年4月 社会保険事務講習会のご案内 ..... 6
- ・事務担当者ミニ講座[社会保険・雇用保険の資格取得手続き] ..... 7
- ・年金相談窓口開設等のご案内 ..... 8
- ・適用関係届書送付先についてのお願い ..... 8

職場内で回覧しましょう

## 事業主の皆様へ

# 入社・退社される方が多い時期となりました 資格取得届・資格喪失届の速やかな提出をお願いします

**資格取得届** 実際に従業員を使用することになった日から、5日以内に届け出をお願いします。

### 資格取得年月日

「試用期間」や「研修期間」を設けている場合であっても、就労の対象として報酬を受け取ることとなる「実際に就労した日」が資格取得年月日となります。

### 基礎年金番号

過去に厚生年金保険や国民年金等に加入していた方は、基礎年金番号が表示された年金手帳や基礎年金番号通知書の番号を記入してください。

基礎年金番号が不明な方は、「年金手帳再交付申請書」を資格取得届に添付してください。

### 報酬月額

報酬月額には、基本給のほか、通勤手当、家族手当、住宅手当など諸手当を含みます。(食事や住居などの現物支給も加えます。)

また、残業手当や歩合給など不確定な手当については、同様の勤務をしている方を参考に算出してください。

※「被保険者資格取得届」の被保険者整理番号欄につきましては、原則、記入をしないようお願いいたします。  
(コンピュータシステムにより、被保険者番号を自動払出しているため)



**資格喪失届** 従業員が退職、死亡などした場合、または、70歳に達したときなどは、5日以内に届け出をお願いします。

### 資格喪失年月日

次の事由に該当した日の翌日が資格喪失年月日となります。

- ①退職した日
- ②死亡した日
- ③常用雇用から臨時雇用に切り替わり適用除外となった日  
ただし、次の事由のみ、該当した当日が資格喪失年月日となります。
- ④厚生年金保険については、70歳に達した日(70歳の誕生日の前日)
- ⑤健康保険については、後期高齢者医療の被保険者となった日(75歳の誕生日の当日  
または65歳以上75歳未満で後期高齢者広域連合の障害認定を受けた日)

※退職、転職、死亡などの年月日を届書の備考欄に記入してください。

### 被保険者証(健康保険証)を必ず添付

上記の①～③及び⑤に該当したときは、すべての健康保険証(本人・家族)を添付してください。

紛失等により、健康保険証を添付できない場合は、備考欄にその理由を付記するか、「健康保険被保険者証回収不能・滅失届」を添付してください。

### 退職後の医療保険や年金

退職や適用除外のため、健康保険の資格を喪失すると、次のいずれかの医療保険に加入していただくことになります。

- ・健康保険の任意継続被保険者となる。(退職後20日以内の手続きが必要です。)
- ・国民健康保険の加入者となる。
- ・家族の健康保険などの被扶養者となる。

60歳未満の方で厚生年金保険の資格を喪失した場合は、国民年金の加入手続きが必要です。住民登録をしている市役所・町役場の国民年金担当窓口で届出を行ってください。



## お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所 厚生年金適用調査課
- 唐津年金事務所 厚生年金適用調査課
- 武雄年金事務所 厚生年金適用調査課

TEL 0952-31-4191  
TEL 0955-72-5162  
TEL 0954-23-0121

## 国民年金の加入もれはありますか？

- 日本に住所を有する厚生年金保険に加入されていた方が60歳未満で退職された場合は、国民年金に加入する必要があります。また、その方に扶養されていた日本に住所を有する配偶者が60歳未満の場合についても同様です。
- 再就職された場合であっても、退職した日から再就職した日までの間が空いてしまった場合は、その間の加入手続きが必要です。
- 国民年金の制度には、将来受給できる老齢基礎年金のほか、万が一のときの障害基礎年金・遺族基礎年金などがあり、国民年金の加入もれや保険料が未納となってしまうと、年金受給額が少なくなったり、年金そのものが受給できなくなってしまうことがあります。



### 保険料の納付が困難な場合は、免除制度をご利用ください

- 離職後、納付が困難な場合は、別途申請をいただくことにより全額免除または一部免除（失業による特例認定）を受けられることがあります。  
※連帯納付義務者である配偶者または世帯主の方に一定以上の所得がある場合は、該当しない場合もあります。
- 若年層（20歳代）の方を対象とした保険料の納付が猶予される若年者納付猶予制度があります。
- 学生の方を対象とした学生納付特例制度もあります。



国民年金の加入手続きをされる場合や、申請免除を希望される場合は、ご連絡いただければ申請書等を送付いたします。また、ご不明な点等ございましたら、年金事務所までお尋ねください。

### お問い合わせ先

- 佐賀年金事務所国民年金課
- 唐津年金事務所国民年金課
- 武雄年金事務所国民年金課

TEL 0952-31-4191  
TEL 0955-72-5163  
TEL 0954-23-0121

# 協会けんぽからの **お知らせ**

## 健康保険料率が変わります

●健康保険料率(佐賀支部):10.21% → **10.33%**

●介護保険料率(全国一律):1.58% → **1.58%** (据え置き)

●改定時期: **平成28年3月分から(平成28年4月納付分から)**

※任意継続被保険者は平成28年4月分から(平成28年4月納付分から)

平成28年度の佐賀支部の健康保険料率については、全国平均10.00%より0.33%高くなっており、全国一の保険料率となっています。

その主な原因として、「医療費が高いこと」があげられます。

佐賀支部の加入者一人当たり医療費は、26年度は183,969円であり、全国平均163,667円と比べると20,302円も差があり、この状況が続くと、今後も保険料率の上昇が見込まれます。

経営状況など厳しい中ではありますが、加入者の皆様の医療と健康を支えるため、このご負担につきましてご理解・ご協力のほどよろしくお願いいたします。

## 生活習慣病予防健診のご案内を送付します

**【被保険者様向け】**

平成28年度の生活習慣病予防健診のご案内を**3月中旬から下旬**にかけてお送りいたします。医療費を減らし、健康保険料率を下げるためには加入者の皆様の健康維持が最も大切です。年に一回は健診を受け、健康管理を心掛けましょう!

### 生活習慣病予防健診の特徴

- 年に1度の定期健診(事業者健診)に置き換えができます。
- 胃・大腸など、主な「がん検診」もセットで受診できます。
- 補助があるので、大変お得です。

年度内お一人様1回に限り、協会けんぽが健診費用の一部(一般健診は約6割)を補助するため、お安く受診ができます。

※一般健診の場合、通常約18,500円かかるところ、約7,000円の負担で受診可能です。

## 特定健康診査について

**【被扶養者様向け】**

健診のご案内(受診券)を**4月初旬**に**被保険者様のご住所**へ直接お送りします。

※送付先の住所地は、協会けんぽに登録されている被保険者様の住所となります。

※当協会に登録されている住所が、旧住所等の理由により郵送できなかった場合は、事業主様宛に送付することになります。被保険者様等を通じて、被扶養者様のお手元に届くようご協力をお願いします。



全国健康保険協会 佐賀支部

協会けんぽ

〒840-8560

佐賀市駅南本町6-4佐賀中央第一生命ビル

TEL 0952-27-0611(代表)

# 平成28年4月より制度が変わります

## ① 傷病手当金・出産手当金の計算方法が変更となります。

平成28年3月31日までの支給額

$$1日当たりの金額 = [休んだ日の標準報酬月額] \div 30日 \times 2/3$$



平成28年4月1日からの支給額

$$1日当たりの金額 = \left[ \frac{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}}{\text{支給開始日以前の継続した12ヶ月間の各月の標準報酬月額を平均した額}} \right] \div 30日 \times 2/3$$

※支給開始日以前の期間が12ヶ月に満たない場合は、以下のいずれか少ない方の額を使用して計算します。

- 支給開始日の属する月以前の継続した各月の標準報酬月額の平均額
- 28万円(当該年度の前年度9月30日における全被保険者の同月の標準報酬月額を平均した額)

## ② 標準報酬月額の上限額が引き上げられます。

全47等級(上限121万円、下限5.8万円)



平成28年度から上限3等級引き上げ

全50等級(上限139万円、下限5.8万円)

追加

等級	標準報酬月額	報酬月額
第47等級	1,210,000円	1,175千円以上 1,235千円未満
第48等級	1,270,000円	1,235千円以上 1,295千円未満
第49等級	1,330,000円	1,295千円以上 1,355千円未満
第50等級	1,390,000円	1,355千円以上

## ③ 入院時食事療養費等が見直されます。

入院時の食事代について、入院と在宅療養の負担の公平等を図る観点から、在宅療養でも負担する費用として、食材費相当額に加え、調理費相当額の負担が加わります。

※低所得Ⅰ、Ⅱの変更はありません(据え置き)。また、難病患者、小児慢性特定疾病患者も負担額を据え置きます。

	現行	平成28年度	平成30年度
	負担額(1食)		
一般所得	260円	360円	460円
低所得Ⅱ 住民税非課税	210円	据え置き	据え置き
低所得Ⅰ 住民税非課税で一定所得以下	100円	据え置き	据え置き

# 被扶養者資格の再確認にご協力いただき ありがとうございました

平成27年5月から7月にかけて実施させていただきました被扶養者資格再確認の結果をお知らせいたします。被扶養者資格の再確認をおこなった結果、以下の効果が見込まれています。

平成27年度の  
実施結果

被扶養者から除かれた方

約**7.3万人**(全国)

(平成27年10月末現在)



被扶養者資格の再確認による効果額

**32億円**程度の見込み(全国)

(高齢者医療制度への負担軽減額)

※高齢者の医療費は、税金、本人負担によるほか、協会けんぽ、健康保険組合、国民健康保険等の医療保険制度から拠出することとなっており、その支援金、納付金は各々の制度の加入者(被保険者及び被扶養者)の人数等に応じて算出されます。本来、健康保険の被扶養者から解除しなければならない方について今回の被扶養者資格再確認より解除されたことにより、高齢者医療制度への負担額が減額となりました。

## ●平成28年度も被扶養者資格の再確認を行います。

本年も5月末から7月までの間に被扶養者資格の再確認を行います。事業所・加入者の皆様のご協力をお願いいたします。



メルマガのご登録はこちらから!  
役立つ情報が満載です!





平成  
28  
年度

# 社会保険事務講習会のご案内

## 入社・退社時の手続き

入社時、退社時の社会保険・雇用保険の主な手続きや記入の仕方について学びます

地区	日時	会場
武雄会場	平成28年 4月 18日(月)	武雄市文化会館(武雄市武雄町武雄5538-1)
鳥栖会場	平成28年 4月 19日(火)	サンメッセ鳥栖(鳥栖市本鳥栖町1819)
唐津会場	平成28年 4月 21日(木)	唐津市民会館(唐津市西城内6-33)
佐賀会場	平成28年 4月 22日(金)	アバンセ(佐賀市天神3-2-11)

講師 ● 社会保険労務士

● 実施時間 各会場共通 13:20受付 ▶ 13:40開始 ▶ 16:00終了予定

募集定員

佐賀…**50名** 鳥栖・武雄・唐津…**30名**

(定員になり次第締め切りますので、締切後の申込者には3日以内にご連絡します。)

受講決定者の方には後日、案内のハガキをお送り致します。

対象者

社会保険事務担当者の方

参加料

**会員事業所は無料**(但し、平成27年度社会保険協会費未納事業所は3,000円のご負担をお願いします。)

申込方法

下記の参加申込書にご記入の上、**FAX**または**郵送**にてお申し込み下さい。

お申込み  
お問合せ

一般財団法人 佐賀県社会保険協会

〒840-0816 佐賀市駅南本町6-4 佐賀中央第一生命ビル9階

**TEL.0952-26-3171 FAX.0952-26-3377**

主催/一般財団法人 佐賀県社会保険協会 共催/佐賀県社会保険委員会連合会

～〈キリトリ線〉～



## 社会保険事務講習会 参加申込書

整理番号				☞おわかりになる範囲で結構です。
参加希望 会場日時	( 武雄 ・ 鳥栖 ・ 唐津 ・ 佐賀 ) 会場 平成 年 月 日 ( )			
参加者氏名				
事業所名				
事業所所在地	〒			事業所電話番号 ( ) -
分からない部分・知りたい内容などありましたら、お書きください。				

※ 申込書にご記入いただきました情報は、この事務講習会以外の目的には使用いたしません。

## 社会保険

適用事業所で勤務する人は、本人の意思を問わず社会保険に加入しなければなりません。  
パートタイマーには加入基準があります。

### 採用者の確認

- 新規採用者が社会保険に加入する対象者か確認する。

※適用除外

- ① 日々雇用される人
- ② 臨時に2ヶ月以内の期間使用者
- ③ 季節的業務に4ヶ月以内の期間使用者
- ④ 臨時的業務に6ヶ月以内の期間使用者
- ⑤ 後期高齢者医療保険制度の被保険者

パートの加入者は、1日または1週の労働時間、1ヶ月の労働日数が常勤者の概ね4分の3以上勤務することが目安となりますが、平成28年10月以降は「週20時間以上勤務する」などに加入基準の変更が予定されています。

新規採用者リスト



### 資格取得届の準備

- 新規採用者から年金手帳を預かる。
- 基礎年金番号と氏名、生年月日、現住所を確認する。

### 資格取得届の記載、提出

- 氏名、基礎年金番号、生年月日、資格取得日、標準報酬月額を記入し、資格取得日から5日以内に福岡広域事務センターに郵送するか管轄の年金事務所に提出する。  
※資格取得時の標準報酬月額は、初任給や諸手当、新規採用者と同一業務従事者の給与月額などを参考にして決めます。

### 被扶養者(異動)届

- 被扶養者がいる場合は、被扶養者(異動)届と確認書類も添付する。  
※年収130万円未満の3親等以内の親族は被扶養者になれますが、確認書類が必要です。所得税の扶養親族は添付を省略できます。

## 雇用保険

### 被保険者の確認

- 週の所定労働時間が20時間以上である。
- 継続して31日以上雇用見込みである。
- 雇用保険被保険者証を預かる。  
ない場合は履歴書や職歴書を預かる。



### 資格取得届

- 翌月10日の提出期限までに管轄のハローワークに資格取得届を提出する。

平成28年4月 年金相談窓口開設カレンダー						
日	月	火	水	木	金	土
					1 伊万里市役所 (予約)	2
3	4 延長相談 19時まで	5 鹿島市民会館 (予約)	6 多久市役所 (予約)	7	8 伊万里市役所 (予約)	9 年金事務所 休日相談日 (予約)
10	11 延長相談 19時まで	12 基山町役場 (予約)	13 有田町役場 (東庁舎) (予約)	14	15 伊万里市役所 (予約)	16
17	18 延長相談 19時まで	19 鹿島市民会館 (予約)	20 多久市役所 (予約)	21	22 伊万里市役所 (予約)	23
24	25 延長相談 19時まで	26 基山町役場 (予約)	27	28	29	30

年金相談の 時間延長	週初めの開所日 17:15~19:00	年金事務所 休日相談日	県内年金事務所の休日相談日 受付時間 9:30~16:00
---------------	------------------------	----------------	----------------------------------

出張相談【予約制】		
出張相談所	相談時間	予約申込先
多久市役所	10:00~15:00	佐賀年金事務所 0952-31-4191
基山町役場	10:00~16:00	
伊万里市役所	9:30~15:30	唐津年金事務所 0955-72-5161
鹿島市民会館	10:00~16:00	鹿島市役所 市民課年金係 0954-63-2117
有田町役場東庁舎	10:00~15:00	有田町役場 住民環境課国民年金係 0955-46-2114

※いずれの日も12:00~13:00の時間帯は除きます。  
※年金事務所では予約による年金相談を受付けております。  
※希望される日の前日までにお申込ください。

- 予約申込先
- 佐賀年金事務所 …… ☎0952-31-4191
  - 唐津年金事務所 …… ☎0955-72-5161
  - 武雄年金事務所 …… ☎0954-23-0121

第2土曜日の休日相談については予約制です。

街角の年金相談センター鳥栖（オフィス）でも平日の相談を行っています。受付時間は8:30~17:15です。相談は予約制です。相談のご予約は専用ダイヤル0942-50-8151で受け付けております。こちらをご利用下さい。

## 健康保険・厚生年金保険 適用関係届書送付先について（お願い）

日本年金機構では、事務の効率化を図るため、健康保険・厚生年金保険適用関係届の審査入力処理を福岡広域事務センターにて集中して行っております。

そのため、年金事務所へご提出いただいた届書については、事務センターへ回送することとなり、受付から処理完了までに日数を要してしまいます。

つきましては、健康保険・厚生年金保険適用関係届を郵送等にてご提出いただく場合は、下記事務センターへ直接送付いただきますようお願いいたします。

送付先

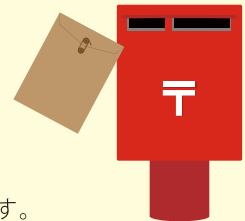
日本年金機構 福岡広域事務センター  
厚生年金適用第2グループ

住所

〒812-8579 福岡県福岡市博多区博多駅前2-10-19  
福岡ファッションビル2F

※郵送の際は、切手貼付後、送付先宛名と郵便番号を記載するだけで宛先に届きます。

※福岡広域事務センターにはお客様窓口はなく郵送のみでの受付になります。  
届書作成や制度についての相談は年金事務所へお問い合わせください。



いよいよマイナンバー使用が始まりました。  
社会保険関係でのマイナンバー使用について、研修会の開催を要望する声がたくさん寄せられています。  
現在のところ、平成29年7月を目処に関係書類への記載が始まる予定とされていますので、今年中には開催したいと考えています。  
今しばらくお待ち下さい。



社会保険料は納付期限内に納付しましょう。

平成28年3月分保険料の納付期限は平成28年5月2日（月）です。